

RTCCサービス約款

(RTCC サービス)

第1条 RTCC (リゾートトラスト コンシェルジュ クラブ) サービスとは、リゾートトラスト株式会社 (以下「当社」といいます) が、メンバー・オーナー (以下に定義します) に充実したリゾートライフを楽しんでいただくために提供する、リゾート施設等の利用に関するサービスです。

(本約款の目的)

第2条 RTCC サービス約款 (以下「本約款」といいます) は、メンバー・オーナーによる RTCC サービスの利用に関する事項を定めています。

(利用資格)

第3条 ご契約の会員権についてメンバー・オーナー登録された方 (以下ベイコート倶楽部・サンクチュアリコートは「メンバー」、エキシブ施設は「オーナー」といいます) は、RTCC サービスをご利用いただくことができます。

(RTCC サービスの内容)

第4条 当社は、当社自らまたは第三者を通じて、メンバー・オーナーに対して、以下のサービスを提供します。

- (1) 第5条に定めるベイコート倶楽部・サンクチュアリコート・エキシブ交換プログラム利用サービス
- (2) 第6条に定めるRTCC旅行業サービス
- (3) 前2号に定めるサービスの提供に関連または付随するその他のサービス

(ベイコート倶楽部・サンクチュアリコート・エキシブ交換プログラム)

第5条 メンバー・オーナーは、自施設の占有日についての権利と引き換えに同じ数の日だけ他施設にご宿泊いただくことができます。

- 2 ベイコート倶楽部・サンクチュアリコート・エキシブ交換プログラムは RTCC 株式会社 (以下「RTCC 社」といいます) が運営いたします。
- 3 ベイコート倶楽部・サンクチュアリコート・エキシブ交換プログラムの具体的な利用方法については別途利用規程に定めます。

(RTCC 旅行業サービス)

第6条 当社は、メンバー・オーナーのためにリゾート施設等への宿泊等を目的とした旅行業サービス (旅行業務の提供およびこれに付随するサービス) を提供いたします。

- 2 手配可能施設を含む RTCC 旅行業サービスの詳細は当社ホームページ等でご案内いたします。

(RTCC 事務局)

第7条 RTCC サービスに関連するお問い合わせは、下記 RTCC 事務局までご連絡ください。

住所 : 名古屋市中区栄二丁目 6 番 1 号
電話番号 : 052-307-3030

(権利譲渡の禁止)

第8条 メンバー・オーナーは、本約款上の地位、RTCC サービスに関して取得した権利義務、ベイコート倶楽部・サンクチュアリコート・エキシブ交換プログラムおよび RTCC 旅行業サービスを通して取得したリゾート施設の利用権について、本約款の定めにもとづいて行われる場合を除き、第三者に対して、貸与、譲渡、承継、担保差入その他処分をすることはできないものとします。

(禁止事項)

第9条 当社は、メンバー・オーナーが RTCC サービスを利用するにあたり、以下の行為を行うことを禁止します。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 他のメンバー・オーナーまたは第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為
- (3) 他のメンバー・オーナーまたは第三者を誹謗中傷したり名誉を毀損したりする行為
- (4) 当社の承諾なく RTCC サービスを営利目的で利用する行為
- (5) RTCC サービスの運営を妨げるような行為
- (6) 諸法令に違反するまたは違反するおそれのある行為
- (7) その他 RTCC サービスの利用者として不適切と当社が判断する行為

(RTCC サービスの利用の停止)

第10条 メンバー・オーナーは、以下の各号に該当する場合、事前の通知なく RTCC サービスを利用することができなくなります。

- (1) 本約款、不動産売買 (等) 契約約款 (不動産付契約のみ)、施設 (相互) 利用契約約款、管理規約、会則、細則、利用規程その他付随文書に違反していると当社が判断したとき
- (2) 第9条の禁止事項を行っているとき

- (3) RTCC サービスの利用態様が RTCC サービスの運営に支障をきたすと当社が判断したとき
- (4) 本約款または利用規程に定める料金の支払いの遅延または不払いがあったとき
- (5) その他 RTCC サービスの利用者として不適切と当社が判断したとき

(損害賠償)

- 第11条 メンバー・オーナー（同伴宿泊者を含みます）が故意または過失により、当社または第三者に損害を与えた場合、当該メンバー・オーナーはその損害を賠償する責任を負うものとします。
- 2 メンバー・オーナー指定利用者（同伴宿泊者）が、故意または過失により、当社または第三者に損害を与えた場合、メンバー・オーナーは、連帯してその損害を賠償する責任を負うものとします。

(サービス提供の中止・中断)

- 第12条 当社は、RTCC サービス用システムの保守作業、その他 RTCC サービスの運用上やむを得ない事情による場合は、RTCC サービスの提供を中止・中断することがあります。
- 2 当社は、前項の規定により RTCC サービスの提供を中止・中断するときは、あらかじめその旨を利用者に対し、第13条第2項に定める方法と同様の方法により通知するものとします。ただし、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではありません。
 - 3 当社は、本条の定めによる RTCC サービスの中止・中断の発生に起因または関連して、メンバー・オーナーまたは第三者に生じたいかなる損害についても一切の責任を負わないものとします。

(本約款の変更)

- 第13条 当社は、メンバー・オーナーに事前に通知した上で、本約款を変更することができるものとし、変更後の内容は、変更前から RTCC サービスを利用しているメンバー・オーナーにも適用されるものとします。
- 2 前項の通知は、以下のいずれか一つまたは複数方法によるものとします。
 - (1) 郵送・メール便等
 - (2) Eメール
 - (3) 当社または当社関連会社のホームページへの掲載

(管轄裁判所等)

- 第14条 本約款に定めのない事項または本約款の規定の解釈に生じた疑義については、その都度会社が決定します。
- 2 本約款に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、当社の本店または支店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審裁判所とすることとします。

(2022年4月1日 改訂)